

す。

それから、参考資料1でございますが、これは介護保険制度の概要ということで、詳しくはここでは御説明申し上げませんが、今後議論をいただく際、ちょっと念頭に置いていただいて御参考になればということで、13ページ、一番最後のページでございますけれども、「介護サービス事業に係る事業の特性として考えられるもの」というものを整理をしております。

1つは、生活の密着性ということでございます。介護サービスに係る事業につきましては、これはやはり身近な地域において、介護を要する高齢者の生活をそれぞれのニーズに応じてきめ細かく支える、いわゆる生活密着性の高い事業であるということが1点目でございます。

それから、2点目は継続性・安定性ということでございます。介護を要する高齢者にとりましては、介護サービスというのは、言ってみればライフラインのようなものであるということでございますので、その方のニーズに応じて、そのニーズに合った事業者、あるいは従業者による継続的・安定的なサービス提供が望まれるということでございます。よくなじみの関係が求められるということをおっしゃっておりますが、そういう観点でございます。

それから、選択肢の多様性というのが3番目でございます。やはり介護を要する高齢者の方々というのは多様なニーズを抱えております。そうしますと、そういった方々のニーズに応じて適切なサービスを提供するということが必要になってまいりますので、介護サービスとしても、福祉的なサービスから医療的サービスまで幅広いサービスというものが求められます。9ページの方に介護サービスの種類を載せておりますが、いろいろと予防給付から介護給付まで、また、非常に身近な地域でやっているものから居宅サービス、施設サービスといったものまで、非常に幅広いサービスがございます。そういう中で、それぞれのニーズに応じた多様なサービスを選択できるようにすることが求められるということでございます。

それから、4番目は事業主体の多様性ということでございます。これにつきましては、一部のサービスを除いて、介護サービスというのは社会福祉法人や医療法人、株式会社NPOなど、非常に多様な事業主体が担っているということでございます。

それから、5番目は公益性ということでございます。事業者が提供する介護サービスに対して、介護給付という形で保険者の方から必要なサービスの費用が支払われるということになっております。介護給付につきましては、5ページにもございますように、保険料と公費によって賄われているということでございまして、これは国民の税金、あるいは、まさに国民の保険料ということで負担されているものでございますから、非常に事業の公益性が高いということがございます。

こういった5つが恐らく介護サービスに係る事業の特性として考えられるのではないかとということで、今後の議論の御参考にしていただければということで御紹介をさせていただきました。

非常に駆け足で申し上げましたが、また何かございましたから御質疑などをいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○遠藤座長 ありがとうございます。コンパクトに整理して御報告していただきました。これについての御質問をといるところですが、実は、参考資料4で東京都からの提案書というものが狩野委員から提出されておりますので、続けてこの内容について御発言いただきたいと思えます。狩野委員、よろしく願いいたします。

○狩野委員 7月3日付けで東京都の福祉保健局長から老健局の阿曾沼局長の方にお出しをした介護サービス事業者の規制に関する法整備についてという緊急提案でございます。

趣旨は、1枚目の後段の「ところで」以下のところにありますように、コムスンが監査等の最中に突然廃止届を提出して、利用者に対して不利益・不安を与えたと。それで、結果的に指定取消処分を免れたこと。それから、同一資本グループ内の企業に事業譲渡をするということで連座制の適用を免れようとしたということについて、介護保険法が想定していない事態であるということで、法改正を提案させていただいております。

具体的には、次の別紙にありますように、4点でございます。

今、事務局からも説明がありましたように、1点目は、廃止届は法75条で居宅サービスについては廃止の日から10日以内に届け出ることになっておりますけれども、1つは利用者保護の観点、それからもう1つは、今回の事案のような処分逃れを目的とした事業廃止を防止するために、事前届出制に改めるということを提案してございます。これは、利用者が別のサービス提供事業者へ移行を確認できる仕組みにもなるわけですので、利用者保護の観点からもぜひ検討していただきたいというふうに考えております。

2番目は、いわゆる連座制の問題ですけれども、今回の同一資本グループ内の子会社への事業譲渡をコムスンは考えたわけですけれども、それを規制するために70条の2項6号に連座制の適用の役員等の範囲に同一資本グループ内の法人の役員を加えるなどして、処分逃れを目的とした事業譲渡を規制できないかという提案でございます。

それから3番目は、同じく連座制の運用の問題ですけれども、今回は不正の手段による指定を受けたということで、法の70条2項9号に規定する「不正又は著しく不当な行為をした者」に該当するという解釈を厚生労働省の方で示されたわけですけれども、一般的にやはり70条2項9号の「不正又は著しく不当な行為をした者」というのを1件ずつ判断・解釈をしていくのではなくて、解釈及び適用基準を明確にしていきたい。これは、法改正というよりも、有権解釈を示していただきたいというものでございます。

それから4番目は、不正な手段により指定を受けた場合、それから不正請求を行った場合についての罰則規定は、現行の介護保険法には設けられておりません。例えば指導・監査の際に虚偽報告を行った場合には罰金刑を科すという罰則規定があるわけですけれども、指定申請も今回のような不正な手段での指定申請の場合、あるいは不正請求についても罰則規定をぜひ設けていただきたいというふうに思えます。不正請求について、例えば詐欺罪等で告発をするといった場合には、詐欺罪の構成要件は非常に厳密ですので、なかなか

難しいというふうに聞いておりますので、ぜひ介護保険法の中で罰則規定を設けていただきたいというのが提案でございます。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。実際に規制を行うお立場からの問題解決のための御提案も含まれていたということでもありますので、今後の議論の中で参考になるだろうと思われま。

それでは、最初に事務局から御説明がありました膨大な資料であります。これについてまず御質問、あるいは御意見があればお聞きしたいと思います。どなたでも結構です。

特に今ないようでありましたら、また後に議論をしていく過程において適宜御質問をいただくといい形で、早速議論に移りたいと思います。

先ほど資料1で主な検討事項というものが1、2、3、4と出されておるわけです。第1回ですから、フリーディスカッションという形で議論したいと思いますが、それでも少しは交通整理をした方がよろしいだろうと思っておりますので、主な検討事項3つについて、関連する事柄についてディスカッションをしていきたいと思っております。したがって、「広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方」、2番の「指定事業者における法令遵守徹底のための必要な措置」、3番目の「事業廃止時における利用者へのサービスの確保のために必要な措置」という、これらについて皆雑方の御所見をいただければと思っております。

それでは、1番目の「広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方」ということで、先ほど来の事例にも出ていたわけですが、基本的には現行制度は法人単位ではなくて、事業所単位での指定ということになっているわけですが、広域的に複数の事業所を展開する事業者にとって適切な事業運営を勧めることが必要となっているということが実態として出てきているわけです。組織的な不正を未然に防ぐためにはどういったことが考えられるか、そういった視点の議論になるかと思っております。これについては、さまざまな視点からの御意見があるかと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○櫻井委員 今の点に関しまして前提の質問からさせていただきたいのですが、資料3ですが、コムスの事実関係のところ、1ページ目のところに経緯があるのですが、まず監査をして、それで問題があるということがわかって、取消処分をしようと思って起案をしていたら、機先を制して廃止届が出されてしまったので取消処分ができなかったと。それで、仕方がないので、新規の指定と更新をしないというやり方で、とりあえず対応することにしたというわけですね。その経緯も少し問題があると思うのですが、ちょっと伺いたいのは、まずそこで(3)ですが、都道府県に対して厚生労働省として通知を出したということですが、この通知を出したというのは、基本的にはこれは自治事務の話で、通知を出して都道府県に一種の指導、技術的な助言というふうに伺っておりますけれども、要するに制度の作り方が甘いのではないかと。行政の機先を制して、隙間をついて民間事業者がどんどん動いてくるというのがこの問題の構造的なところだろうと思うのです。

大体、民間事業者と公の行政主体が対応するときには、民間の方がスピードがありますし、それから知恵が働きます。行政の方はどうしても手間暇がかかるのと、組織として動くということになりますと、競争すると負けるといいますか、そのスピードに合わせて適時適切な権限を行使するということが基本的に不得手な主体なんですね、公的主体というのは。だから、仕組みをつくるときには、そこを少し改善していくということがまず王道としてはあるのだらうと思います。そういう前提で申し上げているのですけれども、そうすると、まず通知を出したという点については、都道府県がその通知に感度よくレスポンスするかという問題もあって、1つ隙間があるというふうに思っています。

それから、(4)のところで、コムスンに対して直接、事業計画の作成等を指示したというのは、これは厚労省さんが指示したということですよ。だから、これは根拠条文は恐らくないんじゃないかと思いますが、そうですね。だから、事実上、行政指導でやっておられるということで、本来であれば、指定権限を持っている都道府県、あるいは市町村が持つておられる場合があるのかもしれませんが、それに基づいて行政指導するというのが普通のあり方だろうと思いますが、それを国がやってももちろん悪くないんだけど、根拠がないということになりますと、法的には何もないところでやっているということになりかねないので、この点、もし国がきちんと対応するということになるのとすると、そこについての規定がないということ自体がもうひとつの問題じゃないかと思いますが。それで、指示についても、指示を出したら一応従順に従ってくださっているということだけれども、相手は従ってくれるだろうという性善説でいくか、性悪説でいくかというようなこともあります。きちんと対応してくれる保証がないというところで問題が起きているので、仕組みとしてはここにも問題があると思います。ですから、この話は、こういう事業者に対する監督のあり方、どういう形で私的な領域に入っていくかということになりますけれども、そのときに、国と都道府県と市町村の役割分担の話ということで、多分その点も踏まえられないといけないのだらうと思います。

それから、2ページ目へいきますと、(6)で行政指導をしたということで、そういうふうにまとめておられるのですけれども、ここも非常に甘いというか、行政指導は決して軽いものではないことはわかっているのですけれども、相手に開き直られますと、拘束力がありませんのでそれっきりになってしまう。それで、結果としてサービスを受ける国民の側の方が不利益を被るということになるので、ここも仕組みとしてはどうかと思っています。

○遠藤座長 今のは御意見ということですね。

○櫻井委員 ええ。事実関係を確認させていただいたことと、それから全般的な法律のつくり方が甘いということです。

○遠藤座長 後者は御意見ということですね。

○櫻井委員 そうですね。

○遠藤座長 事実確認は、特に質問は。では、お願いします。

○古都振興課長 事実確認といいますか、先ほど資料3の1の(3)、このことについては後ろにつけました通知にも書いてございますが、4ページ以降、5ページのところに書いてございますように、基本的にはこれは考え方、解釈を示したということでありますので、地方自治法に基づく技術的助言という位置づけで出しております。ただ、私どもが出すに当たっては、実際、東京都あるいは青森県、兵庫県等がきちんと事実確定をされたということ踏まえてやっている。そういう事実に基づいて、解釈をお示ししたということでございます木。

それから、指導のところについては、確かに法的根拠というものは明確ではございません。しかしながら、指導というのは両者が合意してやっていただくということですから、我々としては、こちらの考え方に対して合意をいただいてやっていただいている。そういう意味で、合意に基づく指導に沿っていただいているというふうに理解しております。

○遠藤座長 櫻井委員、今のお答えでよろしいでしょうか。

○櫻井委員 はい。あと、最近こういう問題がいろいろ起きるのですけれども、ミートホープの事件もございましたし、建築偽装の話もそうですけれども、結局、霞ヶ関全体の行政を見ていて、行政のビジネスモデルが古いんですよ。それで、どうやって従前でないような形の行政の動き方、ビヘイビアを確保できるような仕組みをつくるかというところが問題で、従前どおりやっていると、それを突破してくる人たちというのがたくさんいるし、あるいは想定していなかった事態がおきるので、そこをどう救うか。あるいは、可及的にそういう弊害をどうしたら少なくすることができるかという観点で、仕組みをつくらないといけないと思っています。そこは、先例主義じゃなくて、新しいアイデアでやっていかないといけないと思うんです。今の行政指導の話も、ある種相手が合意してくれるという前提で初めて成り立っていくものですので、そうすると、そうじゃない部分というのが今問われているということで、現にこういう問題が生じたということだと思います。

それから、指定という点につきましても、東京都さんの方から御提案もございましたけれども、そもそもは指定のときにきちんと検査ができていれば、こういう指定はしていなかったはずということになるのではないかとも思われますが、それはしようがないんでしょうか。指定法人の場合には、民間事業者の主体性を前提にした上で、行政が最小限関与するという形で指定しているだけなので、許可制とか特許とか、そういうのと違いますから、そういう前提でやっておられるのでしようけれども、そもそも論から言うと、そのところの審査というのがどうか。それからまた、指定法人は1つのドグマとしては余り干渉しないというところがセットとして出てきて、監督手段も比較的緩やかにやっていくというような流れがあるんだろうと思います。しかし、こういう事例が出てくるということになると、指定法人であっても審査などをきつくやらなければいけないとか、監督についても厳しくやっていかなければいけないというような流れになっているんだろうと思います。

それで、事前規制にするというのはよろしいのですが、罰則の話をされましたが、恐ら

く罰則は、これは何とかの一つ覚えで、何かあると罰則をといわれるのですが、不正な行為をいかに防止するかという観点で考えたときに、今、罰則は機能不全なんです。このことはむしろすでに共通の認識になっていると私は思うのですが、そうすると、行政上の措置として、違法行為をいかに抑止するかという手法を考えないといけないんです。その場合には、例えば罰金というけれども、罰金と同じような機能を持つものとしては、最近では行政制裁金というような言い方もしますが、行政上の措置として違反行為に対する制裁を設けるといようなことがないと、実際に罰金を設けても、本当に発動するというのは非常に難しいことだし、警察とか検察当局はなかなか動いてくれないということもありますので、行政としてのツールとしての制裁というものがないという点が、現行法の欠落部分になっています。独禁法の世界ですと、課徴金の話なども出てきて、理論上は同じ問題ということになりますが、多分そういうことも今後は考えなければいけないだろう。とりあえず、以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。規制のあり方について、行政法の専門家のお立場が非常に濃厚に出ておられて、今後の議論について視点を幾つか整理していただいたと思います。

ただいまの櫻井委員の御発言に関連しても結構ですし、あるいは、そうでなくても結構ですけれども、基本的には広域的な介護サービス事業に対する規制のあり方ということで、何か御意見ございますでしょうか。

○神作委員 私は商法や会社法を勉強している者でありまして、そういう意味では、介護関係とか公的な分野についてふだん勉強している者ではないのですが、会社法から見た場合に、1つ非常に特徴的だというふうに思いましたのは、事業所単位の規制の体系をとっているという点であります。と申しますのは、会社法ではどのような考え方に立っているかといいますと、例えば法令を遵守する体制を整備するのは、事業所単位で決めるべき問題ではなく、まさに法人のトップといいますか、取締役会が存在する場合には取締役会で決めるということになっております。

それから、ちょっと会社を離れて一般社団法人や一般財団法人の場合でも、新しく制定された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、第90条の4項で、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制は理事会で決めるべき事項とされております。これは、事務局の御報告の中で、介護サービスには幾つかの特色があつて、例えば生活密着性があるというような点からすると、事業所単位で規制を考えていくというのはある種の合理性もあるのであろうと思いましたがけれども、しかし、会社経営ですとか、あるいは法人の運営という観点からすると、さまざまなガバナンスの要所はむしろ経営・運営のトップの方が占めているということを見ると、事業所単位の規制と法人を中心とする規制との関係を整理する必要があるのではないかというふうに感じたのが第1の感想であります。

それから、続けてよろしいでしょうか。

○遠藤座長　　お願いします。

○神作委員　　それから、公的な問題と私的な問題についてでありますけれども、これも大きな特徴として、介護サービス分野においては事業主体が非常多様化している。その前提として、選択肢の多様性が求められているということで、介護サービスというのは社会福祉法人、医療法人、株式会社、NPOなど、非常に多様な主体が担っているということで、私はそのこと自体は方向性としては非常に望ましいことで、それぞれの間で競争関係が生じ、あるいは場合によっては協調関係が生ずるといような、さまざまな組み合わせができていくということは理想的だと思っているわけですが、それがうまく機能するためには、非常に柔軟で多様な仕組みが必要で、例えばガバナンスをどのように監督して監視して、それを向上させていくかという観点から言いますと、例えば単なる行政によるチェックというだけではなくて、それ以外のさまざまな観点からの評価のシステムですとか、法律の議論だけではなくて、もう少し多様な観点からの議論が必要であるとともに、何よりも実践こそが必要である。そういう分野であるのではないかと思います。

　　これまで御報告の中で、平成17年の改正によって行政処分についての多様性が広がって、改善勧告、公表、改善命令、そういった多様な手法が取り入れられたということでもありますけれども、それはそれで評価すべきことであると思いますが、こういった法的な話だけではなくて、ガバナンスの問題となると、なかなか法律だけで規律するというのは非常に難しい。特に私が専門としております会社法では、良いコーポレートガバナンスの実現は、法規制だけでは限界があるということが一般に広く認められておまして、そういう意味では、こういった不正の事例に対処するに際しましても、ガバナンス全体を向上させるという観点から、もう少し広い視野から議論をしていくということが非常に重要なのではないかと思いますので、2点コメントをさせていただきました。

○遠藤座長　　神作先生、ありがとうございます。ただいまお2人の法律の御専門家から、行政法の立場から公的な規制の持っている特性、問題点ということを挙げていただきました。また、神作委員からは商法の御専門という形で、法律で規制するというだけではなくて、ある種のコーポレートガバナンスをどうつくっていくかという視点から、しかも、かなり多様な組織がありますので、それに対してどうするのかという、ある意味で非常に難しいパズルを解くことになると思うのですけれども、そういうことも重要だろうという話だと思います。いずれにしましても、今後の議論で非常に重要なことが視点として言われたと思います。

　　私、先ほど、「広域的な介護サービスについて」ということに限ってご意見を求めましたがやはりそういうふうに細かく切ったこと自体はやや仕切りがまずかったかなと思います。2番目の「指定事業者における法令遵守徹底のための必要な措置」ということとセットの議論をしなければならないと思います。3番目は、「事業廃止時における利用者へのサービスの確保のために必要な措置」というちょっと毛色の違う話かもしれませんので、これはまた別の議論としまして、(1)と(2)について、もうすでに神作先生は両方混ぜた形

で御発言いただいたわけですが、この辺について御意見ございますでしょうか。あるいは、ただいまお2人の委員から御発言があったわけですが、実際の規制をされるお立場の狩野委員、あるいは小島委員から何かコメントございますでしょうか。

○小島委員 実際に所管しているという立場からコメントさせていただきます。都道府県ごとに事務手続を行っていますが、やはりコムスンのような、広域的に全国展開していて本社機能があるような法人に対しては、個々の事業所に対する許認可、監査ということでは十分な対応ができなかったことは事実だったと思います。こういうところを反省しながら、何らかの形で法整備が必要であるというふうに思っております。とりわけ、(2)に関連する法令遵守のようなことでは、本当に緊急に法整備をしていただく必要があるというふうに私どもは思っております。そのようななか、東京都が今回緊急提案されておりますが、大体私どもが思っていることが基本的には網羅されていると考えております。

東京都の提案に対して若干意見を述べさせていただきますと、1つは、行政処分をしようとしたときに事業廃止という手段を事業者側が持ち出すのでこれを防止する必要があるということですが、そのために、東京都としては、事前届制にしたらというような提案をされております。これも1つの方法と思いますが、別の方法として問題事例が発生すると、私どもは監査に入るわけですが、監査に入ったら直後に廃止届が出てくるということで問題が非常に混乱して、適正な処理、指導ができなかったということから考えますと、監査開始後には廃止届は受理しないというような法整備をすべきではないか。その方が直接的に廃止届をさせないということで、監査をしっかりと、その中で取消処分なら取消処分というきちんとした対応ができますので、1つの方法かと考えます。今回の場合は、こここのところの法的な不備の部分を活用されたということですので、これは何としてでも法整備をしていただく必要があると考えます。

2つ目は、同一資本グループ内で事業譲渡するということですが、これも法的な不備を突かれたということで、非常にまずいわけでございます。東京都の提案では、役員等の範囲に同一資本グループ内の法人の役員を加えるということですが、その場合の作業、チェック体制ということでは非常に大変になって、本当にうまく機能するのかなというようなことは思います。しかし、何らかの形で事業譲渡規制ということをやめる必要はありますので、同一資本グループ内での事業譲渡を何らかの形で規制するような法律の見直しをしていただきたいというふうに思います。

3番目の「不正又は著しい不当な行為をした者」の解釈については、今回、都道府県では十分な解釈ができなかったということで、結果として、厚生労働省の指導に沿って都道府県が法解釈をしたわけですが、この辺は本来、都道府県に権限があるわけですので、それが的確にできればよかったですけれども、今回のケースで解釈、運用基準が明確になっていないので十分に対応できなかったことから、やはり適切な解釈等は厚生労働省がお示し願いたいというふうに思います。

それから、4つ目に、罰則規定を設けるということがございますが、先ほどもどなたか

からコメントがありましたけれども、罰則については、連座制を設けているということでは非常に厳しい規制がなされておりますので、あえて罰則まではどうかなということも、私どもとしては、考えております。場合によっては罰則規定も必要かもしれませんけれども、連座制をしっかりと効果的に使っていけば、かなりのことができるのではないかというふうに思っております。東京都の提案に対するコメントのようになってしまいましたが、私どもとしては、できるだけ法を運用していく面で法律規定上の不備と思われるところは、そこをまず穴埋めをしていただくということが重要でございますので、そのことを申し上げたいと思います。以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。狩野委員、同じく規制主体として、すでにレポートが出ているわけですが、また今の議論を踏まえて御意見をいただければと思います。

○狩野委員 1つは、検討事項が広域的な介護サービス事業者に対する規制のあり方というのが最初のテーマになっているわけですが、まず私は、基本的に事業者に対する規制のあり方を検討した上で、その上で広域的に事業展開をしている事業者に対する規制はまたそこに特化して検討すべきじゃないかというふうに、検討事項の立て方の問題としてそういうふうに思います。

それからもう1つ、櫻井先生からお話があったように、例えば指定申請時のチェックというのは形式的にはやっているわけですね。事業開始の大体2カ月前には指定申請書を出してきて、例えば居宅サービス、訪問介護事業者ですと、管理者ですとか、サービス提供責任者はほかの事業所から異動でこういう方を当てますという、要は、それは事前の届出ですから、その時点ではまだそこで同じ社内での社内異動はまだ行っていないわけですね。事業開始までに異動させるという約束のもとに書類が提出されるわけですが、確かに異動した後のチェックまで全部やっているかというところ、そこが今回、私どもが見ても、結果的に後の立入検査ですとか、指導監査まで発見できなかったというのは反省すべき点だと思うのですが、ただ、事業所の数が多い中で、例えば管理者やサービス提供責任者の人事異動管理まで行政がすべて把握をするという仕組みがつかれるかどうかというのは非常に難しいと思っています。ただ、私は規制のあり方として、例えば管理者やサービス提供責任者には番号を付番をして、全国で統一管理をするというふうになれば、今、例えばケアマネージャー（介護支援専門員）には統一的な番号を付番をしております、全国的に一律で管理ができるようになっているわけですが、管理者やサービス提供責任者までそういう規制をかけて事業社内での異動等もきちんと管理できるようになれば、事前のチェックはある程度はできるのかなというふうに思いますけれども、行政のコストを考えたときに、そういった手法が本当に妥当なのかどうかというのはちょっと議論の余地があるのではないかというふうに思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。現場のお立場から意見をいただきました。一通り御意見をいただきたいと思っておりますので、規制のあり方についてということで、この規制を受ける方の立場の方はこのメンバーの中にはいらっしゃらないのですが、介護の運営

について大変お詳しい小山先生、何かコメントございますでしょうか。

○小山委員 法律的なことを十分わかっているわけじゃないのですが、教科書的に言えば、規制には経済規制と社会規制がありますよと。経済規制と社会規制ですが、それについては規制緩和の潮流の中で介護保険ができていて、御指摘のように、厚労省老健局がつくってきたこの制度に全国マネジメントの視点がなかったという視点はそのとおりですし、この有識者会議での御意見がよりよいものになればいいと思うのですが、私は、実は結果的には地域や利用者や、そこで介護保険の中で働く人たちのまなざしがどう経営に入るかということだと思えます。そういうふうには考えないと、全国展開でベンチャーが動いて大騒ぎしたから規制すればいいというものではない。利用者のまなざしはなかなか難しいんですけれども、それでも介護保険は苦情のマネジメントをはじめ、かなり利用者視線を取り入れた制度だと思っておりますし、地域の視点というのでは、地域のまなざしが入るよということも考えたんだと思うのですが、例えば、突然ですけれども、指定事業者の法令遵守とか、広域的な規制ということになると、見渡す限りの東京都で東京都さんだけが取り締まり行政みたいな話をやるといっても、例えば市町村とか23区に全部分けてしまった方がいいんじゃないかという意味での地域の議論もあるし、もっと同業者同士で、同僚審査というか、ピアレビューができるようなシステムというのも考えなければいけないんじゃないかとか、第三者評価、情報公表といろいろやってきましたが、情報公表をもっと積極的に進められていたらこういう事件は起きなかったのかなとか、いろいろ思うのですが、もう1つ、私がぜひ考えていただきたいのは、介護保険の13万事業所あると言われていますが、そこには何らかの保健医療の専門職か社会福祉の専門職がいるわけでありまして。多くは国家資格を取っている専門職が働いていますし、それに、ヘルパーさんについても資格制度があったり、介護福祉士になっていけるような段階的な研修のシステムもとっておりますし、先ほどからお話が出ていますケアマネージャーさんたちにも一応研修を受けてもらって、それをまた継続研修のシステムも組んでいるわけです。さらには、今日は役員さんと事業所の責任者の話、管理者の話が出ましたが、先ほどのお話にもありましたように、訪問介護事業所にはサービス提供責任者を置くようになっています。サ責なんて言っていますけれども、これは管理者はともかく、サービス提供責任者はちゃんとした介護サービスが提供できるようにしなければだめなんですよという趣旨で置かれていますけれども、こういう人たちも、今、ケアマネージャーと同じように、サービス提供責任者も登録制にするとかということも考えられると思うのですが、やはり介護保険を支えているのは介護保険分野で働いている職員なわけですから、その職員は介護保険をきちんと円滑に運営できるということに共通の利害があると思うんです。ですから、そういう意味では、働く人々にもっといいかげんな運営とかがあった場合には、2006年に公益通報者制度みたいなものができたわけですから、専門職であれば、公益のために害を及ぼすものであれば、自分のライセンスをかけてでも、やはりきちんとした対応をしなければいけないんだという、甘いのかもかもしれませんけれども、私はそういう専門職が介護保険制度